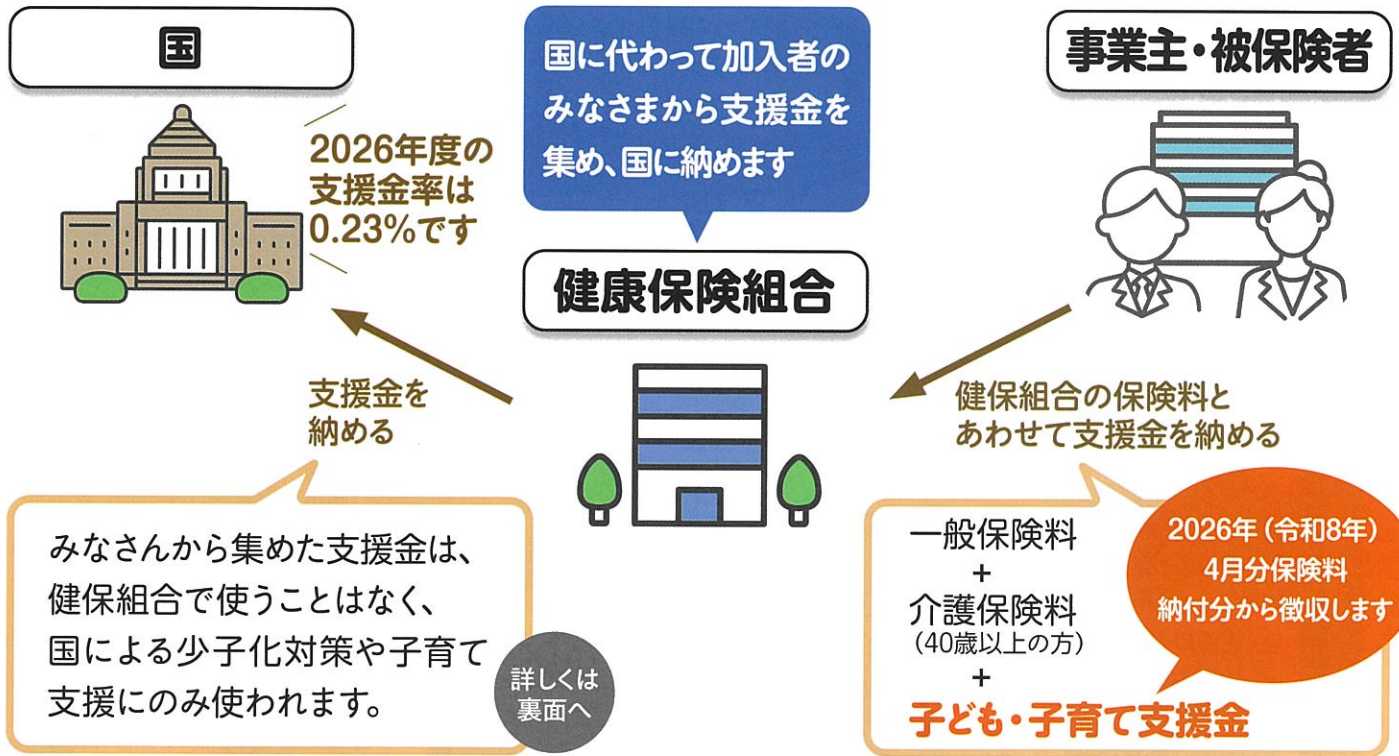


2026年度（令和8年度）から

# 「子ども・子育て支援金」 が始まります！

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を  
社会全体で支える仕組みです。

2026年（令和8年）4月分から、健康保険料・介護保険料に  
上乗せする形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。



## 子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担するの？ /

- ▶子どもがいる・いない等に関係なく、**事業主とすべての被保険者が負担の対象**となります。
- ▶支援金の負担額は、  
月給（標準報酬月額）× 国が示す支援金率  
で決まります。
- ▶支援金率は2028年度（令和10年度）にかけて段階的に  
上がる見込みです。
  - 2026年度（令和8年度） 0.23%
  - 2028年度（令和10年度） 0.4%程度
    - ・ 2028年度の負担が
    - ・ 上限となります

【被保険者一人あたりの負担額（2026年度）】

例 月給（標準報酬月額）32万円の場合の月額  
 $32万円 \times 0.23\% = 736円 / 月$   
事業主と被保険者で折半

事業主 368円  
被保険者 368円

※子ども・子育て支援金は、賞与にもかかります。  
※任意継続被保険者もしくは特例退職者医療制度にご加入の方は、事業主負担はありません。

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策強化のために定められた「こども未来戦略」によるものです。

詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁 こども未来戦略

